附属書 JA
（参考）
JIS と対応国際規格との対比表

JIS C 8461-22:9999　電線管システム－第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要求事項	**IEC 61386-22**:2002，Conduit systems for cable management－Part 22: Particular requirements－Pliable conduit systems

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
3 用語及び定義	3.5 金属製の電線管及び／又は電線管附属品		3 3.5	**JIS** とほぼ同じ	追加	“主要構造部分が金属材料で構成”を追加した。	非金属材料の部品又は表面処理に合成樹脂被覆を使用した場合，複合材料製の電線管システムとなってしまうため，明確にした。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
	3.6 非金属製の電線管及び／又は電線管附属品		3.6	**JIS** とほぼ同じ	追加	”主要構造部分が非金属だけで構成” を追加した。	部品に金属材料を使用してしなうと複合材料製の電線管システムとなってしまうため，明確にした。 この条件を今後，IEC に提案する。
	3.100 金属製可とう電線管		3.100	**JIS** とほぼ同じ	追加	一種金属製可とう電線管，二種金属製可とう電線管，二種金属製可とう電線管（ビニル被覆）を明記した。	金属製可とう電線管が金属製電線管の一部であることを明記し，電気用品名を追加した。
	3.101 合成樹脂製可とう電線管		3.101	**JIS** とほぼ同じ	追加	主要部材が合成樹脂で構成された非金属製の電線管で，合成樹脂製可とう管，CD 管などがある。	合成樹脂製可とう電線管が非金属製電線管の一部であることを明記し，電気用品名を追加した。
	3.102 金属製電線管及び/または合成樹脂製可とう電線管用附属品		3.102	**JIS** とほぼ同じ	追加	金属製電線管及び/または合成樹脂製可とう電線管の附属品を明記し，管端電線管附属品も含めた。	電気用品に合わせた用語と定義を追加した。
	3.102 呼び		3.102	**JIS** とほぼ同じ	追加	電線管の種類及びサイズをさし，呼び方又は公称径のこと。	日本で流通している，電線管の種類及びサイズの用語を定義した。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
4 一般要求事項	4.4 要求事項一覧		4.4	**JIS** とほぼ同じ	追加	電気用品の適用を受ける電線管及び附属品の要求事項は附属書 C に示す。を追加した。	解釈別 2 相当の性能と電気用品名の表を附属書 C に記載した。
6 分類	最低グレード		6	**JIS** とほぼ同じ	追加	電気用品安全法の適用を受けている電線管及び電線管附属品は上記に加え 6.1.1 の 2, 6.1.2 の 2 及び 6.1.4 の 2 は適用しない。 注記 1 金属製の電線管及び附属品と, 電気用品名及び型式の区分との関係は附属書 D。 注記 2 非金属製の電線管及び附属品と, 電気用品名及び型式の区分との関係は附属書 E	解釈別表二と同等の性能を明記した。 また，電気用品名と区分を明確にするために，附属書 D 及び附属書 E に記載した。
7 表示及び説明書	表示者		7 7.1.102	**JIS** とほぼ同じ	追加	責任がある販売業者を追加した。	電気用品安全法に基づく表示義務には関係しない表示事項であり，我が国の実態を考慮し，責任がある販売業者が明示してもよいとした。
	7.1.3		7	**JIS** とほぼ同じ	追加	“注記　自身の印刷物とは, 取扱説明書，施工説明書，試験成績書，仕様書，カタログなどをいう。”を追加した。	“自身の印刷物”を明確化した。 この条件を今後, **IEC** に提案する。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
7 表示及び説明書	7.1.101 表示方法		7.1.101	**JIS** とほぼ同じ	変更	金属製可とう電線管の表面には，長さ方向に沿って 1m 以下ごとに 7.1.2 の表示とし，技術的に不可能な場合は，管端から 50cm 以内にラベル等による表示を行い，更に包装にも表示とした。 合成樹脂製可とう電線管の表面には，長さ方向に沿って 1m 以下ごとに 7.1.2 及び 6.2.1 の輸送及び保管の分類が 4 のものはタイプ-25 を表示する。更に CD 管には延焼性（不燃性でない）の表示する。技術的に不可能な場合は，管端から 50cm 以内にラベル等による表示を行い，更に包装にも表示するとした。	電気用品の技術基準解釈別表第二の表示項目に合わせた。
8 寸法	8.1 電線管のねじ及び外径		8.1	**JIS** とほぼ同じ	変更 追加	メートル電線管は **IEC 60423** とし，厚鋼電線管及び薄鋼電線管用の接続用のねじは，**JIS C 8305** の附属書による。外径の寸法及び適否判定に **JIS C 8309** 及び **JIS C 8411** を追加した。	メートル電線管と我が国で流通している電線管とを区別し，我が国で普及している電線管 **JIS** を判定基準とした。
	8.2 ねじ長さ		8.2	**JIS** とほぼ同じ	追加	“管端電線管附属品を除く”を追加した。	引張強度を明示している場合，附属品同様に管端電線管附属品も除くことを明確化した。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
						最小内径を明示する者に責任がある販売業者を追加した。	使用者が明示内容を把握しやすいことを考慮し，責任がある販売業者が明示してもよいとした。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
8 寸法	表 102 最大挿入径及び最小挿入長さ		表 102	**JIS** とほぼ同じ	追加	メートル電線管，合成樹脂製可とう管，CD 管，二種金属製可とう電線管，ビニル被覆二種金属製可とう電線管を追加し，**JIS C 8309** 及び **JIS C 8411** の寸法を追加した。	我が国で普及している電線管の種類及び呼び並びに最大挿入径及び最小挿入長さを追加した。
9 構造	9.2 ねじなし電線管の小ねじ		9	**JIS** とほぼ同じ	追加	再利用できないねじを用いたねじ止め方式を使用する附属品において，製造業者又は責任がある販売業者が引張強度を公表しているものは，この細分箇条の適用を除外した。	我が国では，ねじなし電線管の接続に，再利用できないねじ（トルクビス）を多く用いており，これを使用できるようにした。ただし，ねじ山の耐久試験を適用できないため，製造業者又は責任がある販売業者が引張強度を明示するものに限定した。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
10 機械的特性	10.2 衝撃試験方法		10.2	**JIS** とほぼ同じ	追加	JIS C 8411 に適合する合成樹脂製可とう電線管の最低宣言温度の試験は JIS C 8411 に規定する取付け及び使用の最低温度を適用する。 JIS C 8412 に適合する合成樹脂製可とう電線管用附属品の最低宣言温度の試験は JIS C 8412 に規定する取付け及び使用の最低温度を適用する。	解釈別表二及び JIS C 8411 の試験条件に合わせた。
11 電気的特性	11.2 ボンディング試験		11.2	**JIS** とほぼ同じ	追加	試験対象に電線管附属品及び管端電線管附属品を追加した。	図 103 で電線管附属品の試験方法の記載があり，電線管附属品も試験対象と分かるが，試験対象を明確にするため電線管附属品を明記し，電気的接続が必要な管端電線管附属品を追加した。 この条件を今後，**IEC** に提案する。

(I) **JIS** の規定		(II) 国際規格番号	(III) 国際規格の規定		(IV) **JIS** と国際規格との技術的差異の箇条ごとの評価及びその内容		(V) **JIS** と国際規格との技術的差異の理由及び今後の対策
箇条番号及び題名	内容		箇条番号	内容	箇条ごとの評価	技術的差異の内容	
11 電気的特性	11.2 ボンディング試験		11.2	**JIS** とほぼ同じ	追加	組合せを指示する者に責任がある販売業者を追加した。	使用者が明示内容を把握しやすいことを考慮し，責任がある販売業者が明示してもよいとした。
13 火災の危険	13.1.3.2.4 耐水紙の適否の判定		13	**JIS** とほぼ同じ	追加	耐水紙を除いた電線管が要求事項を満足している場合，電線管内部に施した耐水紙の燃焼及び炭化は，適否の判定の対象としないとした。	我が国で普及している金属製可とう電線管の耐水紙は温度特性の試験によって炭化することがあるが，性能及び安全に問題がないため無視することとした。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
14 外的影響	14.2.1 耐食性試験の除外		14	**JIS** とほぼ同じ	追加	電線管の内側が耐水紙で覆われている場合は，その内側に耐食性試験を適用しないとした。	耐食性試験を行うときは，電線管本体を薬液に浸して試験を行うが，耐水紙が最内面にあるときは，試験の対象外とすることを明確にした。 この条件を今後，**IEC** に提案する。
図 101	試験の対象を限定		図 101	**JIS** とほぼ同じ	追加	メートル電線管以外の曲げ半径 r は，外径が 40 mm 未満の平滑電線管では電線管外径の 6 倍以下，外径が 40 mm 以上の平滑電線管では 9.5 倍以下とする。また，外径が 40 mm 未満の波付き電線管の曲げ半径 r は電線管外径の 3 倍以下，外径が 40 mm 以上の波付き電線管の曲げ半径 r は 4 倍以下とする。	我が国で従来から採用している規定を追加した。
図 102	最小内径確認用ゲージ		図 102	**JIS** とほぼ同じ	追加	電線管システムの最小内径を示す者に，責任がある販売業者を追加した。	使用者が明示内容を把握しやすいことを考慮し，責任がある販売業者が明示してもよいとした。
図 103	ボンディング試験における電線管及び電線管附属品の組立		図 103	**JIS** とほぼ同じ	追加	附属品を配管の中間部及び管端部に使用する場合の試験方法の図及び名称を追加した。	附属品を配管の中間部及び管端部に使用する場合の試験方法の明確化。 この条件を今後，**IEC** に提案する。

JIS と国際規格との対応の程度の全体評価：**IEC 61386-22**:2002，MOD
注記 1　箇条ごとの評価欄の用語の意味は，次による。 －　追加 ……国際規格にない規定項目又は規定内容を追加している。 －　変更 ……国際規格の規定内容を変更している。 **注記 2**　**JIS** と国際規格との対応の程度の全体評価欄の記号の意味は，次による。 －　MOD ……国際規格を修正している。